

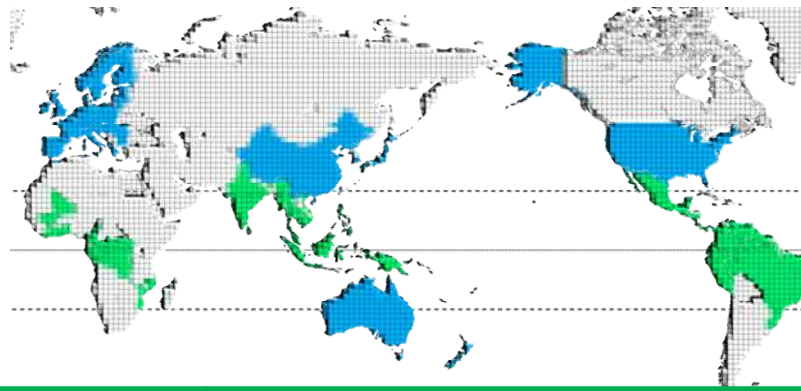


- ITTO(International Tropical Timber Organization、国際熱帯木材機関)は、「1983年の国際熱帯木材協定」(1985年発効)に基づき、1986年に設立された、我が国(横浜)に本部を有する国際機関。
- 熱帯林の持続可能な経営の促進及び合法的に伐採された熱帯木材貿易の推進を目的とし、加盟国(熱帯木材の生産国及び消費国)間の政策協議及び国際協力を推進。
- 持続可能な開発目標(SDGs)のうち、特にゴール1(「貧困をなくそう」)、ゴール12(「つくる責任つかう責任」)、ゴール13(「気候変動に具体的な対策を」)、ゴール15(「陸の豊かさも守ろう」)の達成に貢献。
- 加盟国は、生産国36か国、消費国37か国の計73か国及びEU。
- 熱帯木材は合板等に加工され、建築、家具等に使用される。

<ITTOの加盟国(2021年4月現在)>

消費国(37か国+EU)

アルバニア、オーストラリア、中国、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国、クロアチア、日本、ニュージーランド、ノルウェー、韓国、スイス、米国及び欧州連合(EU)



生産国(36か国)

アフリカ(13か国)

ベナン、カメルーン、コンゴ共和国、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ガボン、ガーナ、リベリア、マリ、モザンビーク、トーゴ、中央アフリカ共和国、マダガスカル

アジア大洋州(10か国)

カンボジア、フィジー、インド、インドネシア、マレーシア、ミャンマー、パプアニューギニア、フィリピン、タイ、ベトナム

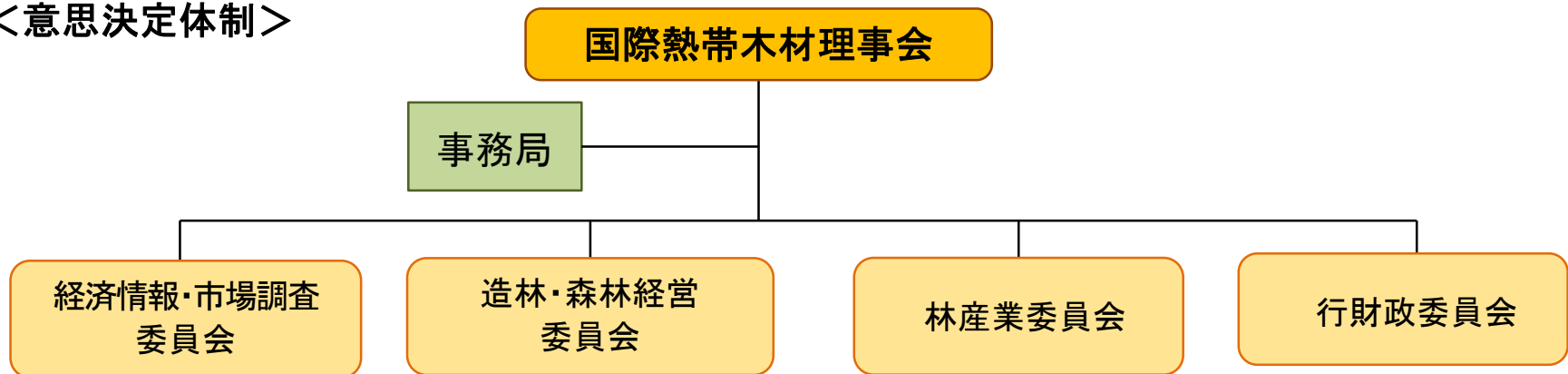
中南米(13か国)

ブラジル、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、グアテマラ、ガイアナ、ホンジュラス、メキシコ、パナマ、ペルー、トリニダード・トバゴ、スリナム、ベネズエラ

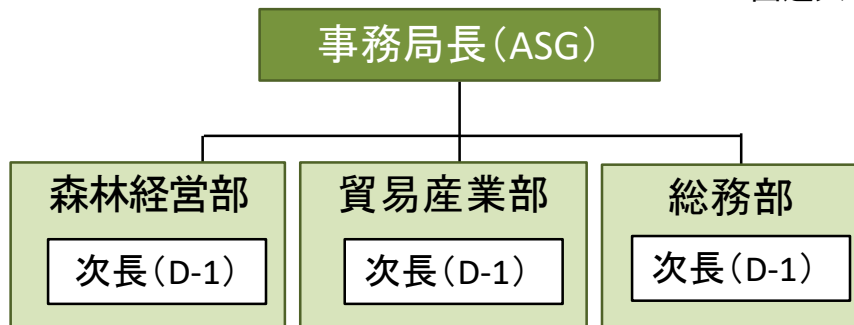
ITTOの組織体制

- ITTOの最高意思決定機関は、「**国際熱帯木材理事会 (ITTC)**」。
- 理事会では、各国共通の課題や取組方針の検討、ガイドラインの作成などの活動計画の決定、プロジェクトの承認等を実施。
- 理事会は原則**年1回**開催、全加盟国（生産国と消費国に大別）で構成。
- 理事会は**4つの委員会**で構成。各委員会は政策やプロジェクトに関する助言や支援を行う。

<意思決定体制>



<事務局体制>



事務局はパシフィコ横浜 横浜国際協力センター内に所在
→日本に所在するグローバルな国際機関の本部としては、
国連大学本部と並ぶ希有な存在

- ・ 職員数：**23名**
（うち専門職（P職員）以上 9名）
- ・ 専門職以上の邦人職員：
D職員 0名／2名、P職員 1名／7名



写真：ITTO

ITTOを通じた我が国の政策目的

1 持続可能な熱帯林経営・合法的に伐採された熱帯木材貿易の促進 及び 我が国の国際的評価の確保

- 日本は世界有数の熱帯木材輸入国(ITTO設立当時は世界第1位)であり、ITTO設立当時に熱帯林破壊に加担しているとの批判を受けていたことから、この分野での貢献を示すためにITTO本部を誘致。
- 本件提出により、熱帯地域の途上国における持続可能な森林経営を促進し、合法で持続可能に伐採された熱帯木材の貿易を促進することにより、日本のホスト国としての国際的評価を確保する。



指標	実績		
	2017	2018	2019
ITTO生産国において持続可能な経営が認証されている森林面積(FSC, PEFC)	-	31.9百万ha	32.2百万ha
ITTO生産国におけるCoC(Chain of Custody)認証取得数	3,405件	3,654件	4,154件

2 日本企業のサステナビリティの取組に寄与

- ITTOは商品協定に基づく機関として、情報収集が困難な途上国や熱帯木材の市場貿易データの収集・公表を実施。これらの情報は、ESGの観点からサステナビリティ確保に取り組む日本企業も利用。ITTOへの積極的関与は、地球規模課題の解決と経済活動の両立を目指す日本企業への後押しとなる。



指標	実績
	2019 → 2020
ITTOが発信する熱帯木材市場レポートページへのアクセス数増加率 (カッコは日本国内)	1.4倍 (2.5倍)
ITTO統計情報ページへのアクセス数増加率 (カッコは日本国内)	1.4倍 (1.3倍)

我が国のITTOへの貢献

➤ 我が国はITTOに対し、以下のとおり資金拠出を行っている（カッコ内は2020年実績）。

【外務省】 **分担金**（8,900万円）
任意拠出金（1,500万円）

持続可能な生産と消費（SDG12等）に貢献すべく、熱帯林分野での生産国・消費国間の政策対話、国際ルールメイキング・能力開発等を促進する事業に拠出

【林野庁】 **事務局設置経費**の一部（2,200万円）
任意拠出金（7,600万円）

技術的観点から、木材生産国における持続可能な木材供給体制の構築に係る事業に拠出

【横浜市】 **理事会開催経費** ※横浜市での理事会開催年のみ
事務局設置経費の一部（2,900万円）（2019年度実績）

我が国のITTOに対する拠出実績の推移

（単位：百万円）

拠出年	林野庁			外務省			横浜市	合計
	事務局 設置経費	拠出金	計	分担金	拠出金	計	事務局 設置経費	
2012 (H24)	22	92	114	84	222	306	29	449
2013 (H25)	22	82	104	82	329	411	29	544
2014 (H26)	22	80	103	74	255	329	30	462
2015 (H27)	22	74	96	90	221	311	29	436
2016 (H28)		(70)			(225)			
	22	0	22	93	0	93	30	145
2017 (H29)	22	0	22	99	0	149	28	199
2018 (H30)	22	0	22	104	0	104	29	155
2019 (R1)	22	76	98	107	246	353	29	480
2020 (R2)	22	76	99	89	15	104	(未確定)	(未確定)
2021 (R3)	22	78	101	87	15	102	(未確定)	(未確定)

注：2016年の拠出金は執行停止（）書きは予算額）。

ITTO分担金(運営予算)について

- ITTOへの分担金は、ITTA（国際熱帯木材協定）に規定された加盟国の義務で、運営予算として使用。
- 分担率は、生産国については森林資源量及び熱帯木材輸出額に応じた算出、日本を含む消費国については**熱帯木材輸入量に応じた算出**が行われ（過去5年間の統計ベース）、2か年予算として理事会で決定。
【2020年分担率】中国16.0%、**日本7.5%**、ブラジル5.7%、インドネシア4.2%、米国4.0%

＜分担金の使途(運営予算)＞

①基礎運営費	2020年(USD)
給与・手当	4,163,762
設備	112,578
旅費	156,199
社会保障	975,123
特別活動（コンサルタント、法律顧問等）	52,762
通信費	150,016
その他	372,246
理事会	208,801
小計	6,191,487
②コア活動費	2020年(USD)
コミュニケーション・アウトリーチ	435,000
専門家会合	110,000
統計、調査・情報	265,000
年間報告・2か年レビュー	90,000
小計	900,000
行財政予算 合計	7,091,487

＜コア活動例＞

◆ ITTO機関誌TFU(Tropical Forest Update)の発行

ITTOプロジェクトの情報や各加盟国における取組、市場動向等、熱帯林・熱帯木材関連のトピックを年に4回発信。



◆ 熱帯木材市場レポートの発行

国際熱帯木材取引の透明性向上を目的とし、2週間ごとに、世界中の400を超える熱帯木材や二次商品の価格、市場傾向、取引等の最新情報を発信。

ITTO任意拠出金(活動予算)について

- ITTOに対する任意拠出金は、以下に大別するITTOの活動経費に充当される。

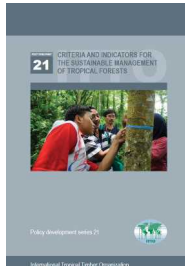
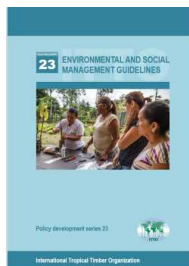
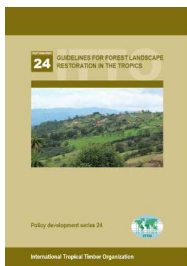
政策活動

- ITTOの2か年作業計画(理事会で2年ごとに決定)に基づいて事務局が主体となって実施する活動。
- 近年重要視されている、持続可能な森林経営及び持続可能で合法的に伐採された木材に係るサプライチェーン及び貿易を促進するための活動を実施。

<活動例>

◆ ガイドライン及び基準・指標の策定

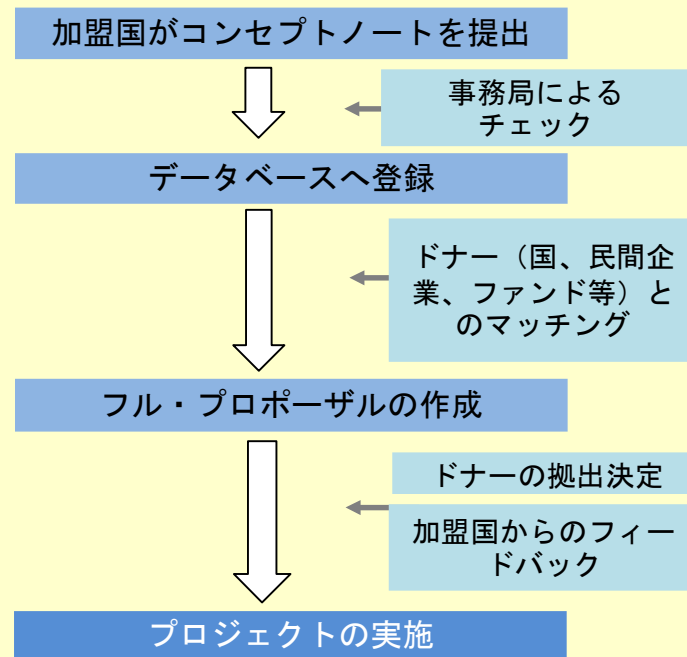
- ・ 熱帯地域における森林景観再生ガイドライン (2020)
 - ・ ジェンダー平等と女性のエンパワメントのためのITTO政策ガイドライン (2018)
 - ・ 熱帯林の持続可能な経営のための基準・指標 (2016)
 - ・ 熱帯生産林における生物多様性の保全のためのガイドライン (1993)
- …等



事業活動

- 以下の流れに従って、各加盟国内で実施する実地のプロジェクト。これまで、1,000件以上、4億米ドルを超えるプロジェクトを実施。

<プロジェクト形成の基本的流れ>



- ・ガイドライン: 加盟国の国内森林・林業政策の立案者等に対して、生物多様性保全等についての手引きを提供し、国内政策を推進することを目的としたもの
- ・基準・指標: 持続可能な森林経営への前進を定義し、評価し、モニターするための手段。

- ・2021年5月時点で、我が国は15件のプロジェクトに拠出。

PDCAサイクル1（政策・組織運営）



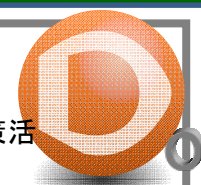
各種計画の策定

- 国際熱帯木材協定 (ITTA) の改定
(10年毎に見直し)
- ITTO戦略計画(中期戦略計画)の策定
(現行計画は6年間)
- ITTO2カ年予算計画の策定
- ITTO2カ年作業計画の策定
(2年毎に理事会で決定)

我が国の対応

- 協定や戦略計画の策定については、WGに参加する等計画段階から積極的に関与し、我が国が重視する事項を反映。
- 2カ年予算・事業計画の策定については、計画案を精査し問題点・改善点の洗い出しを行う。

政策活動及び事業活動の実施



- 作業計画及び予算計画に沿って、事務局が政策活動・組織運営を実施。
- ITTOの新しい資金調達構造の構築に向けた取組を実施。
- 加盟国は、承認された実地プロジェクトを実施。

我が国の対応

- 拠出金を通じて事務局活動とプロジェクト実施を支援。

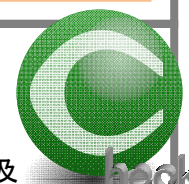
各種計画検討への反映

- ITTA改定協議・交渉
- 次期ITTO戦略計画(SAP)の検討
- 次期2カ年予算計画の検討
- 次期2カ年作業計画の検討

我が国の対応

- 評価結果を踏まえて、次期協定・時期計画に反映すべき事項や国際情勢の変化による要請事項等を特定。ITTOのよりよい活用方法等を検討。

事業報告及び会計報告のチェック

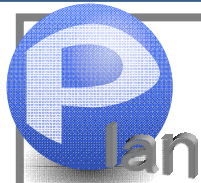


- 事務局から、理事会や諮問委員会等での定期報告及び加盟国から照会があった際の随時報告により、政策活動及び事業活動の進捗・効果等を加盟国に対し、報告。

我が国の対応

- 各会合に参画し、報告に基づき組織ガバナンス及び事業の実施効果を精査しながら、改善点や指摘事項の洗い出しを行い、発信。
- ※我が国は、ホスト国として理事会運営に助言を行うIAG(非公式諮問グループ)や、資金調達に関するAG(諮問委員会)等に参画し、加盟国内の中心メンバーとして関与。

PDCAサイクル2(プロジェクト運営)

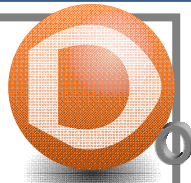


事業計画の作成・承認

○加盟国が起案したプロジェクト案について、専門家パネルにおいて、予算も含め事業の全体計画を検討。専門家パネルの推薦を受けたプロジェクトは理事会に諮られた後、加盟国の総意のもとで承認される。

我が国の対応

専門家パネルのメンバーとして、事業効果や予算の妥当性について精査。

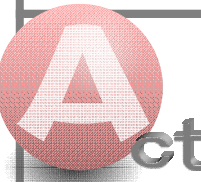


事業の実施

○理事会による承認を受けたプロジェクトのうち、ドナーからの拠出表明があったものについて、事務局とドナー、実施国間で調整を行い、拠出後に事業を開始する。

我が国の対応

我が国の重視する政策目的との合致や実施国の地域バランス等を考慮しながら、事務局との相談の中で拠出する事業を決定し、資金を拠出。



改善提案

○加盟国から事業実行について改善提案を行い、次回の事業計画策定に活用される。

我が国の対応

理事会等各種会合や、事務局幹部とホスト国との対話などを通じて、我が国の経験・知識等を活かしつつ適宜助言や改善提案を実施。



事業の進捗確認

○実施機関から提出される定期の事業報告書等に基づき運営・活動をモニタリング・評価し、定期のプロジェクト運営委員会において進捗確認。

我が国の対応

事務局に対し、定期的に事業の進捗状況の提出を求め、事業の進捗把握を実施。また、理事会やプロジェクト運営委員会において、適切な事業執行等について呼びかけを行う。⁸

ITTOにおける投資損失問題

1 問題の概要

2015年、当時の事務局長（カメルーン人）ら事務局幹部による不適切な投資により、合計1820万ドルの損失が生じていたことが判明（原資は加盟国からのプロジェクト向け任意拠出金）。

2 問題の原因

①ITTOの体制

- ITTOの支払意思決定の手続は、本件投資に関与した3幹部のみの決裁により可能な体制となっていた。
- 一部職員は本件投資の安全性に疑義を抱いていたが、ITTOの内部告発制度は事務局長に告発するものであったため、事務局長が主導する本件については有効に機能せず、告発が行われなかった。
- 本件投資が行われた会計年度の決算の会計監査を実施した監査法人は、投資有価証券に係る600万米ドルの減損処理に至った経緯等について、理事会に報告したいと主張したが、3幹部の反対により実現しなかった。

→これらのことから、ITTOにおいては事務局職員による財政規則に反した投資を防止したり、早期に発見したりするための体制が有効に機能していなかったことが認められた。

②我が国を含む加盟国の決算書確認体制

本件投資が行われた会計年度の決算書により、ITTOが信用リスクのある未承認金融機関へ投資していたことが把握可能であったにも関わらず、決算書の確認を十分に行わないまま決算書の承認を表明しており、確認体制に問題があったことが認められた。

3 問題への対応

2016年11月の理事会で、本件に対する以下の対応を決定。

- 再発防止策：事務局のガバナンス向上を図るための内部規則の改正等（次頁以降で詳述）
- 損失処理方針：内部留保の充当や事業縮小等により、実施中のプロジェクトへの影響を最小化
- 関係者への責任追及：外国人投資顧問業者に対する損害賠償請求等

投資損失問題後の再発防止策①

＜会計検査院指摘を受けた外務省内の対応状況＞

会計検査院の指摘(検査2016年～2017年)

対応状況

国際機関等から提出される決算書を十分に確認することの重要性について各担当者に周知するとともに、決算書の確認方法について具体的な手続き等を整備すること。

また、拠出金を拠出する国際機関等において、著しい影響を生じさせるような拠出金の管理が行われている場合、又は、そのおそれがある場合には、拠出金の適切な管理について、理事会等において必要な働きかけを行うこととするよう各担当者に周知すること。

ITTOの財務損失により資金の不足が見込まれる実施中の拠出金事業について、各拠出金事業の進捗状況に応じて、より効率的に拠出金事業を実施する方法を検討することなどにより、我が国を含む各加盟国の拠出金事業への影響を抑えること。

ITTO事務局が実施する拠出金事業の管理等を監視するために、事業の進捗状況等を適時に確認すること。

決算書確認体制の整備

- 省内に回章を発出し、国際機関等の決算書確認の重要性及び不明瞭な点について必要な働きかけを行うことを改めて徹底するよう周知。
- 国際機関等の決算書の読み方に関する省内勉強会を開催。公認会計士から、国際機関の財務諸表の読み方や注意すべき項目について説明。
- 省内で決算書確認に際してのチェックポイントを作成し、同勉強会において説明しつつ、文書の確認及び働きかけについて改めて徹底を周知。

影響の最小限化

影響を最小限に抑えるよう調整した結果、最終的には約6千9百万円余(2017年理事会で確定)と、会計検査院想定 of 最大約3億6千万円余と比べて相当程度減少。

拠出金事業の管理等の監督

林野庁とともに、プロジェクトの進捗状況等を監督。また2016年11月以降の新たな財政規則にてドナーからの拠出金の支払状況を報告することが規定されたことを受け、事務局に対し報告を作成、提供するよう要請。

投資損失問題後の再発防止策②

＜ITTO体制の問題点を踏まえたITTO内部規則の改正＞

問題点	主な改正内容		
	財務規則	職員規則	事務局長服務規程(新設)
前幹部(事務局長、事務局次長及び総務部長)が財務規則に反した投資を行った。	投資方針において、①投資可能な金融商品の基準を明確化し、②事務局次長は四半期ごとに投資監視パネルに報告することを規定。 投資監視パネル要綱において、四半期ごとに投資監視パネルを開催し、CFAに勧告することを規定。		事務局長は①全ての規則等を遵守しなければならない、②職員規則に定める深刻な不正または重大な過失により、理事会が任期を終了させることができることを規定。
事務局長、事務局次長及び総務部長の3名のみの決裁により投資が可能な体制となっていた。			
内部通報制度が有効に機能しなかった。		不正及びその疑いについての内部通報は職員の義務とし、内部通報方針において、内部通報者の保護のための手順を規定。	
損失について理事会で説明したいとの監査法人からの申し出を前幹部が反対し実現しなかった。	監査人は、横浜で開催される理事会への出席及び要求があれば横浜以外での理事会の出席が求められると規定。		

➡ 現在、世界4大監査法人であるErnst & Youngの新監査体制の下、第3者レビューを受け、特段の指摘事項なしとの査定結果を得ている。また、理事会メンバーからも、財政運営に関して良い評価を受けている。

ITTOの目指すべき方向性

熱帯林の重要性

- 世界の森林の約半分を占める熱帯林は、陸域生物多様性の宝庫及び気候変動の影響に対する脆弱性を軽減する重要な炭素吸収源。
- 本年は生物多様性条約COP15が開催され、2010年に策定された「愛知目標」の後継として、「ポスト2020生物多様性枠組」に関する議論が行われる予定。
- 本年は国連気候変動枠組条約COP26が開催され、森林減少・劣化の抑制や持続可能な森林経営の取組、森林と農業の調和等について議論予定。
- さらに、新型コロナウイルス問題を契機として、森林と人獣共通感染症との関係性、農業開発が森林に与える影響等についての議論も活発化。
- 再生可能資源としてのバイオマス資源の利活用、海洋プラスチックごみ問題を契機とした脱プラへの取組が加速する中、森林の「資源」としての持続的な利用のあり方についても議論を深めることも急務。

ITTOによる対応強化

- 上記のとおり熱帯林の果たす役割が重要になっていることを踏まえ、ITTOは熱帯林を有する国の多くをカバーする国際的な枠組みを活かし、消費国と生産国との対話を深め、森林保全と貿易の両立に関するルールづくりや途上国支援等の対応を強化することが必要。
- 日本政府は、2050年の温暖化ガス排出量を実質ゼロとする脱炭素社会の構築、農林水産業の生産力強化と環境保全の両立を目指す「みどりの食料システム戦略」(本年5月策定・公表)等を通じて、地球環境保全に貢献する外交を展開しており、ITTOはホスト国・日本と連携を深め、諸課題の解決に取り組んでいくことが必要。

＜日本の拠出金による活動事例＞

①合法で持続可能な木材製品の貿易に関する取組

■違法伐採根絶に向けた国際的なルール作り

・世界税関機関(WCO)との連携: 違法な木材貿易阻止には税関の役割が重要。ITTOはWCOと共同で税関職員向けガイドラインを作成。(期間: 2015～2018年)

■アフリカ熱帯木材の森林認証に貢献

・ITTOはアフリカ木材機関(ATO)と共同でアフリカの天然熱帯林の持続可能な森林経営を指導する基準を作成。この基準が世界149か国で普及する森林認証取得の基準に採用。

・この基準を普及・定着させるため、アフリカ10か国(カメルーン、中央アフリカ、コンゴ共、コンゴ民、ガボン、ガーナ、コートジボワール、リベリア、ナイジェリア及びトーゴ)に対して研修等人材育成を実施。

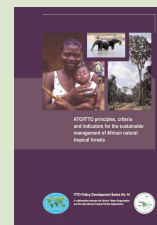
・この取組みにより、4か国(カメルーン、中央アフリカ、コンゴ共、ガーナ及びリベリア)は、違法木材の輸入を禁止するEUとの間で合法性の保証を得る2国間協定を締結。(期間: 2002～2016年)

■アフリカでの違法伐採根絶、持続可能な木材サプライチェーン構築に貢献

・モザンビーク: 森林法の施行・遵守、ITを活用した追跡技術を導入するプロジェクトを実施。(期間: 2018年～)

・カメルーン: 木材取引の透明性確保、森林法遵守のプロジェクトを実施。これにより、法に基づく課税の実施やカメルーン木材の信用度が向上。(期間: 2011～2016年)

・ITを活用した追跡技術導入例(パナマ): 森林の履歴追跡が可能となるように樹木にバーコードを付け、樹木の状態から製品になるまでトレーサビリティを確保する技術を開発。これにより、違法伐採が軽減。(期間: 2016年～2020年)



ATOと共同で作成した基準



認証基準に適合しているか審査を実施(ガボン)



違法伐採対策について関係者間で意見交換(モザンビーク)



法に基づく確認を経て運搬される木材(カメルーン)



バーコードの読み取りによる木材のトレーサビリティ技術を開発(パナマ)

＜日本の拠出金による活動事例＞

②持続可能な森林経営の推進に関する取組み

■ JICAと連携した持続可能な森林経営の取組み

・コンゴ盆地諸国（カメルーン、コンゴ（共）、コンゴ（民）及び中央アフリカ）：コンゴ盆地諸国では、内戦等の影響により持続可能な森林経営を推進する人材が不足。ITTOは持続可能な森林経営に関する訓練プログラムを作成し、研修を実施。JICAから個別専門家（持続的森林管理アドバイザー）が派遣されサポート。また、コンゴ盆地諸国が参加する会議をJICAと共に開催。これらにより、300人以上の森林技術者が養成され、森林に依存する地域住民の生活が向上。（期間：2011～2018年）



JICAと連携し会議を開催



会議で発言する参加者

■ アグロフォレストリーによる持続可能な森林経営の取組み

・コートジボワール：経済成長、農業開発、内戦による国内避難民の森林への侵入により、森林が劣化・荒廃。アグロフォレストリーにより地域住民の生活向上を図りつつ、森林の保全・造成を実現。これにより、4年間で3,000ヘクタールの森林が造成。（期間：2013～2017年）



造林木（マホガニー）とともに豆類（左写真）やパナナ（右写真）を栽培したアグロフォレストリー（コートジボワール）

■ 女性参加による持続可能な森林経営の取組み

・コートジボワール：持続可能な森林経営のためには女性の参加が必要。アグロフォレストリーによって食料生産と森林造成を両立させ、炭の生産・販売によって生活向上を図るプロジェクトを実施。このような女性の活動は、コートジボワール首相から賞が贈呈されるなど高く評価。（期間：2014～2018年）



女性達による苗木生産（コートジボワール）



販売を目的とした女性達による炭の製造（コートジボワール）

■ 大規模森林火災に対する取組み

・インドネシア・ペルー：両国で深刻化する大規模森林火災の抑制及び早期対処のため、地域コミュニティや政府機関へのトレーニングをはじめ、ステークホルダー間の連携促進や森林火災監視システムの構築等を支援。（期間：2021～2022年）

※直近（2019、2020年）の拠出事業例：カンボジアにおける森林経営能力の向上事業、ITTO森林景観回復ガイドライン（2020年発行）の普及事業、生産国の若手研究者等の活動に助成するITTOフェローシップ事業、統計関連の能力強化ワークショップ事業、ITTO戦略計画の策定作業

現状と課題

- 世界の森林の45%を占める熱帯林の消失は、減速傾向にあるものの依然高い水準にある（2015-2020年の間に930万haの熱帯林が消失）。我が国は世界有数の熱帯木材輸入国として、熱帯林保全に積極的貢献を示し、環境外交を主導するとともに、我が国への安定的な熱帯木材輸入を確保することが必要。

事業の目的と概要

- 本事業は、我が国がホストするITT0に対する活動支援。
- 分担金は、加盟国義務として拠出し、職員給与や出張旅費等の事務局運営に必要なコア予算に対して充当。
- 任意拠出金は、加盟国の実地プロジェクトや事務局による政策活動等、機関の目的を達成するための活動経費に対して充当。

アクティビティ・アウトプット、短期的アウトカム

○事務局コア活動への拠出
（予算：分担金 106百万円）



○個別活動・プロジェクトへの拠出
（予算：任意拠出金 15百万円）



○ITT0が収集・公開する
市場情報による裨益

令和2年度実績：7,500件
単位当たりコスト：14,133円
（分担金／貿易情報ページアクセス数）

○日本人幹部職員数

令和2年度実績：2人
単位当たりコスト：53百万円
（分担金／日本人幹部職員数）

○プロジェクト実施数

令和2年度実績：16件
単位当たりコスト：938千円
（拠出金／プロジェクト実施数）

長期的アウトカム

○合法的に伐採された熱帯木材貿易量の拡大及び持続可能に経営される熱帯林の増加

○我が国の重視する環境外交の主導及び我が国への安定的な熱帯木材輸入の確保

インパクト

○世界の熱帯林の8割以上、熱帯木材貿易の9割を占める73か国（及びEU）が加盟するITT0の活動が加速することで、熱帯林保全のみならず、我が国が重要視する気候変動対策、生物多様性保全に対して大きな貢献が可能となる。